

高松大学・高松短期大学

外部評価委員会 報告書

令和2年12月

高松大学・高松短期大学外部評価委員会

1. はじめに

高松大学・高松短期大学（以下「貴学」という。）におかれては、昭和44年に短期大学、平成8年に大学、平成12年に大学院を開学して以来、「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」、「自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学」、「個性をのばしルールが守れる人間づくりをめざす大学」、「理論と実践との接点を開拓する大学」という建学の精神の下、社会に即応できる高い実践能力を有する多くの優れた人材を輩出し、地域社会の発展に貢献されてきました。

一方、近年は、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新によるAIの進展等、社会経済情勢が大きく変化する中で、急激な社会変動を視野に入れた改革への取組みが期待されているところであります。

こうした中、貴学におかれては、大学運営についてより客観的な視点を取り入れた評価を実施し、教育研究活動等の一層の改善・向上を図ることを目的に、今年度から外部評価を実施することとされたところであります。

外部評価委員会では、こうした趣旨を踏まえ、令和元年度の事業実施状況について貴学が実施した自己点検・評価の客観性や妥当性を検証するとともに、貴学の運営改善に資する意見や提言等を行うこととしたところであります。

評価に当たっては、学長、学部長・学科長等から、貴学全体の概要や各学部・学科の状況、貴学が実施した自己点検・評価の結果の概要等について説明を受け、意見交換を経て評価を実施したところです。

なお、評価は、外部評価委員のそれぞれ独自の視点で分析・評価を行ったものであり、本報告書においては、各委員の意見を尊重し、そのまま記述しています。

本報告書が、貴学の教育研究活動等の一層の改善・向上の一助となり、貴学が地域に根差した大学として、今後ますます発展されますことを委員一同祈念しております。

令和2年12月23日

外部評価委員会委員長 工代 祐司

2. 意見概要

(1) 総括評価

貴学が作成した「令和元（2019）年度自己点検・評価結果」及びそれに関連する資料を基に外部評価を実施した結果、令和元年度に実施した事業の内、内部質保証に関する取組みや教員の人事評価に関する取組み、科学研究費を活用した研究への取組みなど、一部について不十分な点は見られたものの、全体としては概ね順調に実施できていた。

以下、個々の事項について、評価できる点や改善を要する点等について記述する。

(2) 評価できる点

【教育課程・学習成果】

- 建学の精神に基づき、大学・教員が熱心に学生ひとりひとりと丁寧に関わり、社会（特に地元香川県）に役に立つ人材として育成し、地元企業へ活躍の道をつなげていることが素晴らしい。
- 授業の中にも地元を学ぶ（香川学）カリキュラム等を独自に作っており、地域に対する強い思いと愛着を感じる。その分、地域からも必要とされる大学になっている。
- 県や市と交流のある都市の有名大学と友好提携が増え、グローバル化の発端を作りつつある。
- ゼミナールや研究室制度を活用して、学生への細やかな生活指導が行われている。
- 学修ポートフォリオの運用と活用を通して、学生への学習支援が行われている。
- 全学的な教学マネジメントの導入等、今後の学生教育への指針が検討されている。
- 発達科学部においては、近年、小学校教員を10名前後輩出しており、学校支援ボランティア活動など園・学校現場での特色ある教育がなされている。
- 経営学部においては、地元企業等との体験型授業の実施など地域連携も視野に入れた活動が評価できる。
- 保育学科においては、保育士、幼稚園教諭の免許を2年間という短期間で取得させるなど効果的な教育活動が行われている。
- 秘書科においては、1年生で専門科目を履修させるなど就職を意識させるカリキュラムを組むなど学生の意欲を引き出す特色ある取組みがなされている。
- 各学部・学科における特色ある取組みの結果、就職率も高く、特に県内就職率は県内大学中トップの実績をあげるなど地域社会経済への貢献度は極めて高い。

【教員・教員組織】

- 大学紀要の発刊を通して、大学の研究成果を外部に発信している。

【学生支援】

- 地元企業への就職率の高さについては県内のどの大学よりも秀でており、人材確保に苦勞している地元中小企業にとって重要な大学になっている。
- 臨床心理士を増員したカウンセリングの実施等、学生への心のケアを強化し

ている。

【地域連携・地域貢献】

- 地元高校生とビジネスアイデアコンテストを行うなど、大学内にとどまらず地方の高校生にも目を向け活動を広げていることは、地域貢献として素晴らしい。
- 大学と地域コミュニティの接触機会が多く、経済界や地域のイベントなどで学生の側面支援の姿を目にすることが多い。
- 学生による学校支援ボランティアの実施等、県教育委員会との連携が密になされている。
- 全国的に見て有効求人倍率の高い本県において、学生の募集から卒業生の就職先に至るまで県内で完結しており、地域経済界では貴重な存在で大きく地域貢献している。

【大学運営】

- 学長のリーダーシップのもと様々な教育活動や地域貢献活動に取り組み、成果を挙げている。
- 大学・短期大学とも運営全般において、意欲的、先進的に取組みが行われている。

(3) 改善を要する点

【教員・教員組織】

- 学生への就職につながるまでの丁寧な関わりに至るまで教員の多忙さが伺える。その分、自身の専門性をより深める機会や論文執筆、研究などへかける時間が制約されてきているのではないかと懸念される。もう少し余裕を持った教員の人事配置等が行えるとよいのではないかと懸念される。
- 外部への説明責任を果たすためにも、総合的な教員評価を実施する必要がある。ただし、教員評価の結果を教員待遇の改善に生かす等の視点を持つ必要がある。そうした点も教員への説明の中に加える必要がある。
- 教育研究活動の活発化を図るために、教員の負担軽減や研究費の手当て等、教育研究環境のより一層の整備が必要となる。その上で、科学研究費への応募を活性化する等の対応が求められる。
- 地域連携、地域課題解決型教育等、先進的な取り組みを実施しており、これを教員側の研究に結び付ける工夫に取り組まれない。

【学生支援】

- 大学の授業以外のサークル活動・部活動等で秀でた成績を県内でおさめる学生は少ないように思う。スポーツや文化・芸術などサークル活動でも盛り上げて地方をけん引してもらいたい。
- 学生への日常的な支援をさらに充実するために検討されている「学生支援センター」の設置を早急に進める必要がある。

(4) 「その他」

- 全体的に学生の気風がおとなしく、気迫に欠ける部分を感じる一方で、ハンドボール部やサッカー部が全国大会に出場するなどの活躍も見せており、徐々に青年としての活力を醸成かつ発露して欲しい。
- 挨拶は人としての基本であり、学内外の人への挨拶の励行や、始業時、終業時の挨拶など、礼儀、礼節を重んじる人間教育を行っていただきたい。
- 若者に選択される大学となるよう、長期的な構想の中で香川らしい風情や貴学に相応しいシンボルを有する魅力あるキャンパスの整備について考慮してほしい。
- 地域社会の発展に寄与しうる有為な人材の育成という目標が着実に実現され、地域教育界・地域経済界をはじめとする地域社会からの評価も高いと伺っている。今後も、地域社会に貢献しうる大学・短期大学の役割を果たされたい。そのことが、これからの我が国の地域社会における高等教育機関の果たすべき役割のモデルとなると思う。
- 地域社会経済への貢献度は高い。今後、一層、地域行政、団体、企業、他大学等との連携を進めるとともに、系統だった計画に基づき、地域に貢献する大学としての広報活動を進めていただきたい。

3. 参考資料

高松大学・高松短期大学外部評価委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
太田 佳光 委員	愛媛大学教育学部 特命教授
◎ 工代 祐司 委員	香川県教育委員会 教育長
中橋 恵美子 委員	NPO 法人わははネット 理事長
三矢 昌洋 委員	(公社) 香川県観光協会 会長

※ ◎は委員長

高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 高松大学・高松短期大学（以下「本学」という。）に、高松大学・高松短期大学自己点検・評価実施規程第13条に定める外部評価を実施する機関として、高松大学・高松短期大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の客観性及び妥当性について評価を行うほか、教育研究及び管理運営について助言を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価の実施)

第5条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果等について第2条の規定により評価を行い、優れた点及び改善を要する事項等について意見を付して学長に報告するものとする。

2 学長は、委員会から報告を受けたときは、速やかに高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会に報告するものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月25日から施行する。